

産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会 報告書案
に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

平成25年2月
特許庁

産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会 報告書案に対して、パブリックコメント手続を実施し、各方面から御意見を募集しましたところ、募集期間中に報告書案の内容について寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方は、以下のとおりです。

なお、取りまとめの都合上、寄せられた御意見は適宜集約しております。

今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

記

1 意見募集の実施方法

(1) 意見募集期間

平成24年12月20日(木)～平成25年1月18日(金)

(2) 意見募集の掲載媒体

電子政府の総合窓口(e-Gov)、経済産業省HP及び特許庁HP

(3) 意見提出方法

電子メール、ファクシミリ、郵送

2 意見募集の結果

意見提出数 13件

内訳(団体5件、企業3件、個人5件)

以上

産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会
「強く安定した権利の早期設定及びユーザーの利便性向上に向けて」 (案)
に寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
I. 強く安定した権利の早期設定の実現に向けて			
<全体について>			
1	付与後レビュー制度の導入に賛成。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	3 団体 3 企業
2	付与後レビュー制度は、平成15年改正法により廃止された特許付与後の異議申立制度と実質的に同一の制度を復活させるものであり、同改正法の趣旨に反する。付与後レビュー制度を導入するためには、廃止された異議申立制度について指摘されていた弊害を解消する対策を併せて整備すべき。	平成15年当時比べ、国際出願の件数が倍増するなど、我が国企業の海外展開が進む中、強く安定した権利の早期設定へのニーズはより高まっています。 一方、平成15年改正により廃止された異議申立制度に代わって、当初増加するものと想定されていた無効審判制度の利用について、手続負担の大きさもあり、その増加は改正直後の一時的なものにとどまったことや、近年の特許審査の迅速化により、第三者から情報提供を受ける機会なく特許される件数が急増していることなどから、制度利用者から瑕疵ある特許権の増加が懸念されているところです。更に、中国・韓国の公報等の先行技術調査の対象となる文献が急増する中、特許庁の審査を補完するための第三者の知見の活用がますます重要になっています。	1 団体
3	付与後レビュー制度を導入しても、平成15年改正法により廃止された付与後異議申立制度と無効審判制度が併存する状態に戻るだけであり、然るべき立法事実が具体的に示されない限り、付与後レビュー制度の導入に賛意を表することはできない。仮に付与後レビュー制度を導入する場合であっても、付与後異議申立制度と無効審判制度が併存していたときに生じていた問題点を解決するような制度設計をすべき。	今回提案されている付与後のレビュー制度は、平成15年法改正後のこれらの状況変化を踏まえ、申立人の手続関与を強化しつつ、権利者の負担軽減・防御機会の充実にも配慮するなどの工夫を加えた新たな制度として検討されています。平成15年法改正の際に指摘されていた問題については、今後、運用面の詳細な検討を行う中でも、更にその対策を講じてまいります。	1 団体
4	強く安定した権利の早期設定については賛成、しかしその施策を付与後レビューのみとするのは反対。まずは、審査の充実、つまり先行技術調査能力を上げるべきであり、また、無効審判を使いやすいものとする方が良いのではないかと、さらに、日本のみで権利の安定化を図っても事業のグローバル展開には影響が少ないのではないかと。	強く安定した権利の早期設定には、まずは審査の充実が重要である点は御指摘のとおりであり、その上で、審査を補完するための仕組みとして付与後レビュー制度の導入が必要と考えております。また、付与後レビューを経た強い特許により、日本国内に限らず、グローバルな権利の取得が安定的に可能となることが期待されます。	1 個人

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
<付与後レビュー制度の骨子>			
①付与後レビュー制度と無効審判制度の趣旨及び性格付けの違い			
5	付与後レビューの制度設計（審判合議体による審理、申立理由、書面審理、申立人適格等）に賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	1 団体
6	無効審判の請求人適格を利害関係人に限定する法改正に際し、従前の裁判例のように、被疑侵害者・ライセンサー等が利害関係人に含まれることが明らかにされるべき。	利害関係人の範囲については、裁判例等を参考にしつつ、審判便覧等で明らかにしてまいります。	1 団体
②平成15年（2003年）の法改正の趣旨			
7	付与後レビューの制度設計（申立人の手続関与、一事不再理の不適用、出訴）に賛成。付与後レビューと無効審判の同時係属について、付与後レビューの申立期間中であっても、無効審判の請求を禁止せず、請求を可能とすることにも賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	1 団体
○付与後レビューと無効審判の同時係属・併存			
8	付与後レビューと無効審判の事件が同時係属した場合、報告書案には、中止規定を整備して無効審判を優先して審理するとあるが、付与後レビューの申立理由が無視されることは妥当ではなく、両者の関係を単に中止規定の運用で解消するのではなく、申立理由を無効審判において利用できる工夫、例えば、職権による無効理由通知をすべき。	御指摘を踏まえ、他の手続における申立理由・無効理由が活用できるよう、今後、具体的な運用を検討し、パブコメ等によりユーザーの皆様の御意見も取り入れた上で、その結果を審判便覧等で明らかにしてまいります。	1 団体
9	付与後レビューと無効審判の事件が同時係属することに伴い、審理の複雑さ、煩雑さ及び長期化等の弊害が生じる点への対応として、十分かつ納得できる制度設計が示されていない。報告書案には、中止規定を整備して無効審判を優先して審理する等との説明があるが、事案によっては、付与後レビューを優先するほうが当事者の利益及び公益に資する場合もあり、同時係属により生じる弊害への対応策の提示が不十分。	事案によっては、付与後レビューを優先すべき場合もありえますので、御指摘を踏まえ、今後、具体的な運用を検討し、パブコメ等によりユーザーの皆様の御意見も取り入れた上で、その結果を審判便覧等で明らかにしてまいります。	1 団体
10	付与後レビューと無効審判が同時係属した場合、特許権者に同時期に過大な手続負担が課されないよう、運用面からの配慮をすべき。具体的には、付与後レビューにおける権利者の意見書提出期間と無効審判の答弁書提出期間が同時期に重ならないようにする、また、付与後レビューの申立理由により特許取消しの可能性が高い場合、無効審判の審理を中止し、付与後レビューの審理を優先させる等の運用面での配慮がなされるべき。	御指摘を踏まえ、特許権者に過度の負担が生じることのないよう、今後、具体的な運用を検討し、パブコメ等によりユーザーの皆様の御意見も取り入れた上で、その結果を審判便覧等で明らかにしてまいります。	1 企業

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
11	①付与後レビューと無効審判で対象となる請求項が一致しない場合の取扱い、②付与後レビューの申立人と無効審判の請求人が異なる、又は複数存在する場合の、申立理由と請求理由の関係性の整理・処理、③付与後レビューの申請中の訂正請求と無効審判の申請中の訂正請求の関係性の整理・処理、といった問題についても具体的な検討がされていない。	御指摘を踏まえ、様々なパターンを想定して、今後、具体的な運用を検討し、パブコメ等によりユーザーの皆様の御意見も取り入れた上で、その結果を審判便覧等で明らかにしてまいります。	1 団体
12	付与後レビュー、無効審判の各事件ごとに訂正請求されて、複数の訂正請求が併存する場合、特許発明の技術的範囲がすぐには定まらず、侵害訴訟が同時に係属している場合は、どの訂正発明を基準にすべきかという問題が生じる。また、付与後レビューや無効審判が係属中は、訂正審判の請求が禁止されるので、侵害訴訟において付与後レビューや無効審判で主張されていない理由が主張された場合、特許権者は訂正する適切な機会がなく、再抗弁を提出できないおそれがある。	御指摘を踏まえ、複数の訂正請求の関係や適切な訂正機会の確保については、今後、具体的な運用を検討し、パブコメ等によりユーザーの皆様の御意見も取り入れた上で、その結果を審判便覧等で明らかにしてまいります。	1 団体
13	付与後レビューにおける取消決定に対して取消訴訟が提起された後に無効審判が請求される場合、両者の関係はより複雑になり、特許権者の負担は増加する。	御指摘を踏まえ、特許権者に過度の負担が生じることのないよう、今後、具体的な運用を検討し、パブコメ等によりユーザーの皆様の御意見も取り入れた上で、その結果を審判便覧等で明らかにしてまいります。	1 団体
14	付与後レビュー制度と無効審判制度が併存することにより、同一当事者による特許見直し手続が繰り返し行われることになり、紛争の最終的な解決が長期化する一因となる弊害を払拭する具体的な対策が示されていない。	迅速な審理に努めるとともに、先の手続における判断が後の手続で十分に尊重されるよう、今後、具体的な運用を検討し、パブコメ等によりユーザーの皆様の御意見も取り入れた上で、その結果を審判便覧等で明らかにしてまいります。	1 団体
○申立人の手続への関与の改善			
15	申立人の手続への関与の改善として、特許権者により特許の訂正がなされた場合に申立人が意見を提出できるようにすることでは不十分。特許権者が提出した意見に対して、申立人は意見を提出できるとすべき。	現在の案は、申立人の手続関与の改善と、権利者の対応負担や、迅速な審理への要請等のバランスを考慮したものです。御指摘の点については、合議体の判断により更なる意見の提出を認める等、運用面での工夫を検討してまいります。	1 個人
16	取消理由の構築は審判合議体任せとならざるを得ず、申立人が最適な証拠又は論理構成と考える内容が審理に十分に反映されない可能性があるため、申立人の手続関与の改善が必ずしも制度的に担保されない。	申立人から出された意見が、審判合議体の審理において十分に考慮されることは当然ですが、適正な審理の確保に向け、今後、具体的な運用を検討してまいります。	1 団体
③付与後レビュー制度の使い易さと濫用防止のバランス			
17	付与後レビューの制度設計（匿名の手続としないこと、低廉な料金、審判合議体による争点整理、訂正機会の考え方）に賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	1 団体

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
○申立期間			
18	申立期間について、特許権者の負担軽減、権利の早期安定化という観点からは6か月が好ましいが、公衆審査の充実という観点からは、諸外国の例にも倣い、9か月とした方がよい。未公開のまま特許査定となった後に外国文献のサーチを開始して付与後レビューの申立てをしようとする場合には6か月では十分なサーチができない懸念がある。上記の点を考慮した上で制度設計されることを望む。	申立人の負担、特許権者の負担、権利の早期安定化等のバランスを考慮し、6か月とすることが適切と考えております。	1 団体
19	申立期間について、十分な準備期間の確保及び欧米との国際調和の観点から、9か月とすべき。		1 個人
20	申立期間について、諸外国との調和から、9か月とすべき。		1 企業
21	申立期間は6か月とするも、申立期間経過後の所定期間に限って申立理由の補充を認めるべき。少なくとも、出願公開を経ずに登録特許公報が発行された場合については、申立理由の補充期間を認めるべき。	権利の早期安定化や権利者の対応負担から、一律の理由補充期間を設けることは適切ではないと考えますが、御指摘を踏まえ、上申書の提出等の柔軟な対応が可能となるよう、今後、具体的な運用を検討してまいります。	1 企業
22	特許権者が希望すれば、申立てがされた後、申立期間の経過を待つことなく速やかに審理を開始する運用とすることについては、申立期間内は異議申立を受け付けるべきであって、手続が複雑とならないように配慮すべき。	申立期間の経過を待つことなく速やかに審理を開始した場合でも、申立期間内であれば申立てをすることはできます。また、御指摘を踏まえ、手続が複雑とならないように、今後、具体的な運用を検討してまいります。	1 団体
○料金			
23	付与後レビュー制度が活発に利用され、公衆審査による特許の質の向上に資するために、料金設定を低廉なものとする程度重視されるべき。	御指摘を踏まえ、適切な料金設定を検討してまいります。	1 団体
○審判合議体による争点整理			
24	付与後レビュー制度では、複数の請求について審判合議体による争点整理がなされる手続とするべき。	御指摘のとおり、複数の申立てがなされた場合、原則、審判合議体が全ての申立理由を整理し、まとめて審理することを考えております。	1 団体
④運用上の工夫による付与後レビュー制度の魅力向上			
25	付与後レビューの制度設計（審判合議体の判断理由の明示、審査官へのフィードバック）に賛成。	本報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	1 団体

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
その他の意見			
26	情報提供された資料も職権審理の対象とすることができるように、付与後レビュー制度を運用すべき。	御指摘を踏まえ、職権審理の対象とすることができる方向で、今後、運用を検討してまいります。	1 団体
27	付与後レビューによる特許取消は遡及効を有し、特許法第104条の4（再審の訴えにおける主張の制限）の対象としないようにすべき。また、付与後レビューの手続でなされた訂正の認容審決の確定も、同条第3号の対象としないようにすべき。そして、これらが対象とならないことを法改正説明にて言及すべき。	紛争の蒸し返しを防止するという観点から、付与後レビューについても特許無効審判と同様と考えております。	1 個人
28	付与後レビュー制度の導入に伴う審判官の負担増加が懸念。審判官の人的補充等の手当てについても併せて検討すべき。	人的資源の適切な配分や業務の効率化も含め、適切な審理が速やかに行われるよう努めてまいります。	1 企業
29	具体的な運用指針（付与後レビューと無効審判が同時係属した場合の取扱いを含む）をあらかじめ明確に示すべき。	御指摘のとおり、今後、運用について検討し、具体的な取扱いを明らかにしてまいります。	1 団体
30	付与後レビュー制度の制度導入から一定期間経過後に検証を行うべき。	付与後レビューの運用状況について注視し、必要に応じ、運用の改善や審議会への報告等、適切な対応を図ってまいります。	1 団体
II. ユーザーの利便性向上			
<全体について>			
31	報告書案によるこれらの方向性について、賛成。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	2 団体
○特許出願審査請求の手続期間徒過に対する救済に関する第三者保護規定の在り方			
32	ユーザーのニーズが存在すること、及びみなし取下げを信頼して実施した第三者に対して無償の通常実施権を付与する規定が整備されることを条件に手続期間徒過の救済措置を導入することに賛成。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	1 企業
III. その他			
III-2 平成23年特許制度小委員会 今後検討とされた論点について			

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
1. 独占的ライセンス制度の在り方			
33	報告書案の方向性について、賛成。なお、できる限り、必要な法改正の内容・時期に合わせて、特許庁の業務システムの改造を実施されたい。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。法改正の検討に当たっては、必要となるシステム対応についても併せて検討してまいります。	1 団体
2. 特許を受ける権利を目的とする質権設定の解禁			
34	引き続き検討を進める旨を報告書案に明記することに賛成。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	1 個人
35	報告書案の方向性について、賛成。なお、できる限り、必要な法改正の内容・時期に合わせて、特許庁の業務システムの改造を実施されたい。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。法改正の検討に当たっては、必要となるシステム対応についても併せて検討してまいります。	1 団体
36	「ニーズの増加の状況を見極めつつ」との文言は不要であり、削除すべき。	新たな制度の導入のためには制度利用者からの必要性についても検討する必要があり、報告書にはニーズの把握についても必要である旨を記載しております。	1 個人
37	ベンチャー・中小企業が特許出願中の発明を活用する方策として、仮通常実施権を使用して大企業等にライセンスする道筋を用意しており、他方、ベンチャー等が自ら資金調達するための質権設定解禁がなされていないため、特許を受ける権利を目的とする質権設定のための制度を導入すべき。	御意見を踏まえ、また、制度利用者のニーズを把握しつつ、制度改正の必要性について引き続き検討してまいります。	1 個人
38	特許を受ける権利は財産権であるため、出願中の特許を受ける権利については、特許法上、差押え可能である旨を明確とし、登録制度を創設すべき。特許を受ける権利の質権解禁の議論に際しては、出願人が破産した際、民事再生手続となった際、個別の特許を受ける権利が差し押さえられた際などの法制度及び実務を検討し、それらと調和した予測可能性の高い制度とすべき。	御意見は、適切な特許制度及びその運用に係る今後の検討の参考にいたします。	1 個人
3. 差止請求権の在り方			
39	報告書案の方向性について、賛成。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	1 団体
40	いわゆる「パテントトロール」の権利行使の実態等を踏まえつつ差止請求権の在り方を検討する際には、差止請求権を制限するのではなく、新たな通常実施権の創設として検討すべき。例えば、実施しておらず、実施予定もない特許権者が、差止請求権の行使に言及しつつ、相場よりも高額な実施料を請求するような事態について、相場の実施料を供託した実施者は供託時に明記した範囲の通常実施権を有する仕組みなどが考えられる。	御意見は、適切な特許制度及びその運用に係る今後の検討の参考にいたします。	1 個人

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方	提出者
4. 同一人による複数の無効審判請求の禁止			
41	報告書案の方向性について、賛成。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	1 団体
42	無効審判の審決及び訂正認容審決の遡及効をなくし、無効審判請求の登録日又は審決確定日の後に、特許権が消滅する制度についても、検討の対象とするべき。	今後、無効審判の在り方について包括的な検討を行う際に参考にいたします。	1 個人
5. グレースピリオドの在り方			
43	報告書案の方向性について、基本的に賛成。ただし、特許法第30条第3項における必要な書面の提出について、「出願と同時」という期間的要件の緩和を行ってはどうか。同条適用の申請期間を例えば出願後1年以内というように緩和しても、出願内容が公開されるのは出願後18ヶ月であるから、公開公報に同条適用を申請した事実は記載されるため第三者への不都合はないと考えられる。	御意見は、適切な特許制度及びその運用に係る今後の検討の参考にいたします。	1 団体
44	グレースピリオドの在り方について、国際的な議論のすう勢をみつつ、引き続き検討することに賛成。改正に際しては、証明書の提出の必要性などについても、国際的に調和した制度となるように希望する。	国際的な議論のすう勢をみつつ、今後、継続的に検討してまいります。	1 団体
6. 職務発明訴訟における証拠収集・秘密保護手続の整備			
45	報告書案の方向性について、賛成。	報告書案の内容を支持する御意見であると理解いたします。	1 団体
その他			
46	特許を取得する、権利を守るなど、権利の議論ばかりではなく、特許権で勝ってビジネスで負けることにならないよう期待する。	御意見は、適切な特許制度及びその運用に係る今後の検討の参考にいたします。	1 個人
47	法案成立に至る議論の過程を法案成立後に明らかにされたい。特に、本報告書案の内容と一部でも内容が異なる法案が成立した場合には、その過程と理由を具体的に明らかにされたい。法案が成立するまでの過程を公開することは、成立した法案を理解する上でも、また、民主的なプロセスを経て法案が成立することを担保する上でも、重要な意義があると考えられる。	報告書案の内容と異なる法案が成立した場合は、それが制度利用者に与える影響の度合いを十分に考慮した上で、制度利用者にとって必要だと考えられるものについては、法改正の内容を周知する過程で御説明するなど検討してまいります。	1 団体